



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

495	指定障害福祉サービス事業者の廃止	(障害福祉課).....	1
496	保安林の指定施業要件変更予定	(森林整備課).....	1
497	保安林の指定施業要件の変更	(").....	2
498	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課).....	2
499	〃	(").....	3
500	〃	(").....	4

○ 公告

	軽油引取税免税軽油使用者証の無効	(税務課).....	4
--	------------------	------------	---

告 示

和歌山県告示第495号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和元年9月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3012300541	サポート新宮	新宮市新宮3651-1	就労継続支援B型	株式会社アイドル	新宮市新宮3651-1	令和元.9.30

和歌山県告示第496号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和元年9月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市(次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業

局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第497号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和元年9月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 日高郡みなべ町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 干害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びにみなべ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第498号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和元年9月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
 - (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流及び急傾斜地の崩壊
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称
古江見東谷川（4-204-2-012）、糸我西谷川（4-204-1-044）、仁平寺東谷川（4-204-1-045）、寺谷東川（4-204-1-060）、寺谷川（4-204-1-061）、古江見谷川（4-204-1-062）、箕島（Ⅰ-692）、箕島（Ⅰ-3701）、箕島（3）（Ⅰ-3702）、箕島西平尾（Ⅰ-3710）、箕島赤岩（Ⅱ-3003）、箕島野丁（Ⅱ-3004）、箕島一本松（Ⅲ-1505）、宮脇（Ⅰ-721）、古江見（5）（Ⅰ-722）、古江見南原（Ⅲ-1509）、糸我町西（Ⅰ-705）、糸我（1）（Ⅰ-3708）、糸我（2）（Ⅰ-3709）、糸我西谷（2）（Ⅱ-3017）、糸我町西（101）（Ⅱ-40521）、糸我町西（102）（Ⅱ-40522）、糸我町西（103）（Ⅱ-40523）
 - (3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図書のとおり
 - (4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「施行令」という。）で定める事項
次の図書のとおり
（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び有田振興局建設部並びに有田市役所に備え置いて縦覧に供する。）
- 2 土砂災害警戒区域
 - (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域の名称

剣谷川（4-204-1-046）、糸我宮ノ上（Ⅲ-1522）

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び有田振興局建設部並びに有田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第499号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和元年9月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

由良川右支溪（5-383-1-036-2）、由良川右支溪（5-383-1-038）、由良川右支溪（5-383-1-040）、由良川右支溪（5-383-2-011）、由良川右支溪（5-383-2-012）、由良川左支溪（5-383-2-013）、由良川左支溪（5-383-2-014-1）、由良川左支溪（5-383-2-014-2）、由良川左支溪（5-383-2-014-3）、由良川左支溪（5-383-2-015）、由良川右支溪（5-383-1-902）、由良川左支溪（5-383-2-902）、由良川右支溪（5-383-2-903）、由良川右支溪（5-383-2-904）、畑（2）（Ⅰ-902）、畑（1）・畑（3）（Ⅰ-929）、畑（Ⅰ-3955）、畑（3）（Ⅰ-3956）、畑5（Ⅰ-3966）、畑1（Ⅱ-4106）、畑13（Ⅱ-4107）、畑3（Ⅱ-4108）、畑14（Ⅱ-4112）、畑15（Ⅱ-4113）、畑6（Ⅱ-4115）、畑7（Ⅱ-4116）、畑8（Ⅱ-4117）、畑9（Ⅱ-4120）、畑10（Ⅱ-4122）、畑12（Ⅱ-4147）、畑26（Ⅲ-2573）、畑（101）（Ⅱ-50475）、畑（102）（Ⅱ-50476）、畑（103）（Ⅱ-50477）、畑（104）（Ⅱ-50478）、畑（105）（Ⅱ-50479）、畑（106）（Ⅰ-50216）

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「施行令」という。）で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びに由良町役場に備え置いて縦覧に供する。）

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(2) 土砂災害警戒区域の名称

由良川右支溪（5-383-1-036-1）、由良川右支溪（5-383-1-037）、由良川右支溪（5-383-1-039）、由良川右支溪（5-383-2-009）、由良川右支溪（5-383-2-010）、由良川右支溪（5-383-1-903）

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

- (4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びに由良町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第500号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和元年9月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

- (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

日高川左支溪（5-385-1-032）、日高川左支溪（5-385-2-036）、日高川左支溪（5-385-2-038）、宮の谷（5-385-2-039）、原日浦（Ⅰ-1048）、下田原1（Ⅰ-1042）、上田原（Ⅰ-1044）、下田原2（Ⅰ-3989）、高津尾川1（Ⅱ-4302）、高津尾川2（Ⅱ-4303）、高津尾川3（Ⅱ-4305）、高津尾川4（Ⅱ-4308）、上田原1（Ⅱ-4334）、上田原2・上田原（Ⅱ-4337）、下田原（Ⅱ-4339）、上田原（101）（Ⅱ-50623）、原日浦1（Ⅱ-4321）

- (3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

- (4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「施行令」という。）で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

2 土砂災害警戒区域

- (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

- (2) 土砂災害警戒区域の名称

東谷（5-385-2-037）

- (3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

- (4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

公 告

次の軽油引取税免税軽油使用者証は、紛失した旨の届出があったので、令和元年8月30日以降無効とする。

令和元年9月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

業種	記番号	有効期限	免税軽油使用者証に記載された使用者の住所及び氏名	交付した事務所
漁船以外の船舶	和歌山県 第601462号	令和元年6月4日から 令和3年3月31日まで	御坊市島386-1 星山忠尚	紀中県税事務所